

文化・文政期高松藩における砂糖積出状況

——大内郡引田村を事例として——

宇佐美 尚穂

はじめに

高松藩の砂糖は寛政元年に向山周慶によって初めて製造され、幕末期同藩において最も重要な財源となる商品であった。天保期の初めには既に大坂市場の半数以上を占めるまでになっている。藩は、砂糖を財源に組込むため、天保六年に砂糖為替金趣法を実施し砂糖生産を保護する反面、領内砂糖会所及び大坂砂糖会所を設置し、藩札を導入するなど流通統制を行なった。このような高松藩糖業は、専売制と位置付けられているが、その在り方は特異であり、厳密な意味では専売制として捉えることのできないものであった。その特異性は流通統制に強く見られる。

高松藩砂糖の流通統制についての研究には、既に木原溥幸氏の「讃岐高松藩における砂糖の流通統制」がある。木原氏は、その中で、①文政期の流通統制②天保六年の砂糖問屋（会所）の設置③天保六年以降の林田浦砂糖会所の積出状況を分析し、次のことを明らかにされている。高松藩では文政二年から流通統制が行われており、その集大成として天保六年の砂糖流通統制が行われたこと。幕末期において諸藩

が領内特産品を買上げ流通を独占する形態を多くとる中で、高松藩は大坂への砂糖積出の強化をはかりつつも大坂以外の他国積も認め、為替金貸付や運上・冥加金の徴収という形で独自の流通統制の形態を確立していたこと。

小稿では、木原氏の研究の前時期である文化・文政期の砂糖積出状況を取上げたい。文化期は、まだ高松藩砂糖生産の草創期であり、史料も少なくこれまであまり述べられることがなかった。また、文政期は流通統制が加えられながらも試行錯誤を繰返し、統制に変化が見られた時期である。何故、藩が流通を独占するような強い専売制を敷くことが出来なかったのかを考える上でも、文化・文政期の砂糖積出状況を明らかにすることは意義のあることといえる。筆者は高松藩の砂糖生産地域における生産構造の解明を課題としているが、高松藩において砂糖流通が藩の独占したものでなかったということは領内砂糖生産者が流通にも関与していたということであり、砂糖の流通までも視野に入れて生産構造を捉えていくことが肝要であると考える。小稿が対象とする引田村は、砂糖創業者である向山周慶が砂糖製造の研究を行っていた湊村と同じ大内郡に属し、砂糖生産が早くから普及してい

た地域である。また、東讃一の湊を持ち海上交通の要所でもあることから在郷町として海運業・商業が発達した村でもあった^④。従って、砂糖生産の草創期ともいえる時期、つまりまだ砂糖生産の普及状況に地域差があった時期の砂糖積出状況をつかむ上で好適地といえよう。

流通統制の具体的内容は、既に木原氏の研究によって明らかであるので、小稿では、文化・文政期の砂糖積出状況を引田村を例として見ていくことにより、藩の流通統制以前の砂糖の流通状況を明らかにしたい。

一 砂糖生産の普及

高松藩が砂糖製造に着目し藩医池田玄丈にその研究を行わせたのは宝暦頃であったが、初めて成功したのは、師の後をうけて研究を続けていた向山周慶で、寛政元年のことといわれている。まずは、砂糖生産が領内にいつ頃普及していったかを見てみよう。

高松藩の砂糖生産草創期である寛政期から文政期にかけての砂糖生産高や甘蔗植付面積はあまり知られておらず、断片的な記述を基に推測するしかない。寛政二年に周慶が産出したのは黒砂糖四〇斤余りであったといわれる^⑤。甘蔗植付面積もわずかであった。翌、寛政三年には同じく周慶が黒砂糖二五〇〇斤を製造している^⑥。甘蔗植付面積を推測すると四反にしかすぎない。しかし、それからわずか三年後の寛政六年になると、藩が植付面積を一〇〇町歩に制限するほど普及してきている。わずか三年で、かなり普及していることが解る。それ以降で生産高が解るのは文政十二年で、白下糖五〇〇万斤^⑦が産出されている。これを甘蔗植付面積に直すと、約八三〇町となり寛政期から文政

期にかけて急激に普及していることが解る。高松藩の砂糖生産最盛期である安政の後半から慶応にかけての時期は約三八〇〇町^⑧であったので、それに比すると少ないが、砂糖生産は周慶が製造成功後直ちに普及していったといえる。

その背景には藩の意向があったようである。砂糖生産には、「甘蔗生産―初製糖（白下糖）製造―白砂糖精製」の三段階がある。周慶が初めて砂糖の製造に成功した直後の寛政二年十一月十二日、高松藩はすぐさま周慶に「然ル処砂糖本製之義ハ伝授相望候者多可在之、殊ニ其方未タ伝授残も在之由ニ付、他所者ハ勿論縦令御領分内之者たり共、他人江伝授仕候義ハ堅無用ニ候」と、製法の伝授を堅く禁じながらも、一方で「且砂糖之キビ作付望候者江ハ、其方指図ヲ以作らせ可申候事」と甘蔗作りは周慶の一存で許可することを認めている^⑨。しかし、その直後に藩の態度に変化が生じる。寛政三年十二月一日、大内郡三本松村政所河野忠六に次の達書^⑩が出される。

一湊村医師周慶、毎年製法仕候砂糖出来辻員數、其方相改可申出候、且以来余人東郡ニ而製法仕候者出来候ハ、右同断可申出事、但、右周慶義近頃病氣ニ付、取扱行届兼候趣ニ相聞候間、其方初発より存候事ニ候間、砂糖キビ作り方并製法望人共在之節等、以來右之一件諸事引請取扱可申候事

周慶は砂糖製造を成功させるのと時を經ずして病氣になったようである。その為、河野忠六が「砂糖キビ作り方并製法望人共在之節等」を取仕切るように命ぜられている。周慶は大内郡湊村の出身であるので、同郡大政所の河野忠六が砂糖製造の試作段階から関わっていたと見られる。つまり、周慶が病氣になったことによって、後継者を探し

文政期における砂糖車数

表1-1

	郡名	車数(挺)
東讃地域	大内	843
	寒川	576
	三木	343
	山田	258
西讃地域	阿野	416
	香川	148
	鶉足	43
	那珂	22
合計		2649

表1-2

車数(挺)	大内郡	寒川郡
90～100	1	
80～		
70～		1
60～	1	
50～	2	4
40～	3	
30～	2	4
20～	8	1
10～	11	5
1～	6	7
不所持	1	3
計	35ヶ村	25ヶ村

註) 大内郡と寒川郡のなかで、砂糖車数が最も多いのは、引田村で92挺である。

表1-1, 表1-2共に、『大内町史』上巻より作成

原史料は、「砂糖車数調帳」久米栄左衛門遺品関係資料鎌田共済会郷土博物館所蔵

註) 調査年は不明であるが、文政7年以降文政12年までの間に作成したと考えられている。

砂糖製法を伝授する必要性が生じたことが解る。その後、寛政四年に「三本松村周慶砂糖製法之儀、右周慶病氣ニ付一卷西村百姓磯五郎伝授いたし候」と、周慶から大内郡西村百姓の磯五郎に砂糖製法一卷が伝授されている。結局周慶は文政二年に没するまで砂糖生産に深く関わっているのだが、この時期体調が思わしくなかったことにより、藩が後継者を探し砂糖製法を伝授することを許したことにより、砂糖製造の普及を早める結果となったようである。

寛政六年には「御国砂糖製法取計一件之儀ハ、大内郡三本松村政所河野忠六老人ニ限政所聞候并製法人東郡数多有之内、湊村医師周慶・西村百姓磯五郎此兩人ハ製法元ニ而、其外之者右兩人ハ伝授致候儀ニ付、左様相心得可申候」と、「御国砂糖製法取計」には河野忠六が、「製法元」には周慶と磯五郎の兩名が命ぜられている。この時には既に伝授をうけた製法人が東讃地方に多数存在していたことが解る。大内郡で見ると、寛政七年から文化元年にかけて次々と郡内の者に砂糖製造が伝授されている。

東讃地域と比べて西讃地域への普及はやや遅かったようである。西讃地域の阿野郡北では文化二年に初めて医師道順によって砂糖製造が広められたといわれ、西讃地域での砂糖生産の普及は文化末頃と見られている。領内の郡別の生産高が推測できる最も早い調査は、文政期後半に行なわれた砂糖車数調である。砂糖車とは、初製糖(白下糖)を製造する工程で甘蔗を絞るものである。文政期における砂糖車数をみてみ

窓 よう。表1-1に、郡別砂糖車数を示した。表1-2に、砂糖車数の多い、大内郡と寒川郡の村別車数を示した。これらからこの時期の地域別砂糖生産の普及状況を推察してみよう。砂糖車の割合は、東讃地域は七六・三%、西讃地域は二三・七%であり、圧倒的に東讃地域が多くなっている。その東讃地域のなかでも砂糖車の所持数は、大内郡が最も多く、大内郡のなかでも引田村が最も多い。引田村は、砂糖生産が早くから普及し、盛んであったことが解る。

以上のことから、高松藩の砂糖は、寛政元年に初めて製造されたが、寛政三年には砂糖製造法伝授の禁は解かれており、砂糖生産は領内に普及していくことになる。砂糖生産の普及には地域差があり、西讃地域よりも東讃地域に早く普及している。砂糖生産の普及時期は、西讃地域へは文化末頃とされるが、東讃地域には寛政末頃には普及している。つまり、東讃地域では砂糖は文化年間には十分商品となる作物であったといえる。小稿が対象とする引田村は、文政年間の砂糖車数が領内で最も多く、砂糖生産が盛んであった地域といえる。

二 文化期の砂糖積出状況

文化期の砂糖生産については、今まであまり明らかにされていない。それは、砂糖生産の草創期ともいえることから、生産量も少なく、史料もあまり残存していないからであろう。しかし、文化の初め既に江戸では高松藩の砂糖について「近頃は紀伊国四国辺にて造り出し氷砂糖まで製造す、別して讃岐国産は雪白の如く、舶来にいさゝかおとらず、文化元年の頃よりして、菓子ノ類に商人ども専ら用ゆ」といわれていたこと、上質の砂糖が産出され江戸にまで積み送られ

ていたことが解る。また、文化元年には「御国産砂糖製法之義東郡ノ内ハ熟練ヲ得候村方モ有之、別テ大内郡湊村ハ至テ出来方宜ク、専ラ上方表へ差向ケ、彼ノ地ニテモ唐土砂糖ニ致売買事ノ由、依之自然ト売方値段宜ク、屹度割合ニ相掛リ、年々徳分ヲ得候事ニ相聞候」ともあり、東讃地方では砂糖を大坂に積送り「徳分」が出るほどになっていたことが解る。文化期はまだ東讃地域に限られてはいるが、すでに砂糖が商品として扱われていた時期であった。

この時期の砂糖の流通統制は次のようであった。寛政三年に、周慶は「御国内ニ而下シ売不苦候、尤他所売小売共不相成候」と領内のみ販売を許されていた。そして、初めて大坂に高松藩の黒砂糖が積出された寛政六年には「御領内於東郡砂糖製法出来候ニ付、他国へも売弘ませ候間、御城下ニ而香川屋茂次郎右座元ニ申付御国砂糖為同印別紙之通焼印押せ候」「御城下ノ東浦々川口之儀ハ三本松政所河野忠六又者香川屋茂二郎切手ヲ以出入致せ」と、城下では香川屋茂次郎、東讃は周慶の砂糖製造の試作段階から関わっていたと見られる河野忠六が領外への積出の権限を握っていたことが解る。ところが、寛政十年には、「御国製法砂糖川口積出之義、是迄香川屋茂次郎・政所河野忠六切手ニ而指出来候へ共、此度一件郡方差配ニ相成候ニ付、其郡々川口の大政所共合判追而指し可申候、尤砂糖切手ニ附出シ候義与相心得可申、其外諸切手者不相成義ニ候間、左様相心得可被下候」と、郡方差配に変わっている。各郡の大政所が行っていたのであろう。そして、文化五年には「御国製砂糖他所表積出之分、是迄其郡大政所印形切手ニ而積出候得共、以来者其村々政所并浦方政所印形切手ニ而積出せ候間、其通相心得可申候」と、村々政所と浦方政所から積出切手を出

文化・文政期高松藩における砂糖積出状況

すことになっている。生産高が増えて、藩が統制に乗り出してきてい
ることが解る。

砂糖生産に必要な薪の流通にも、同様の藩の統制が見える。文化十
三年に「近年砂糖製法入用薪、其浦井馬宿浦江他所積参候分、水揚
切手指出方、是迄魚問屋多嶋屋善六取斗来候処、此度指留候、依而以
来薪之分、都而町頭浦年寄共切手指出候様申付候」と引田浦の薪の
流通は魚問屋である多嶋屋善六が取計らっていたのであるが、以後町
頭と浦年寄の管轄となっている。砂糖以外の砂糖生産に必要な品への
統制も行なわれはじめていることが解る。

文化年間の砂糖積出がどのようになつていたか見てみたい。
それにあたって、引田村における文化年間の砂糖積出状況を見てみよ
う。まとまった史料は管見のかぎりでは日下家文書の「浦方御用留」
の記事で、文化三年から五年までの砂糖積出が記されている。例を示
すと次のようである。

覚

引田浦船頭
忠左衛門

一 白砂糖 三樽
一 黒砂糖 四樽

右ハ大坂表へ積参候間川口無相違御出可被下候、為後日仍如件

文化三年寅年正月

これにより、積出した日付・船頭名・積出量・積出先を知ることが出
来る。船頭とは、ここでは船持のことであろう。

まず、文化三年から五年の砂糖積出量を示したのが表2である。砂
糖の種類としては、白砂糖・黒砂糖・蜜の三種類が見られる。ここで

表2 文化3・4・5年の引田浦砂糖積出量

() は他国積

	文化3年			文化4年			文化5年		
	白砂糖(樽)	黒砂糖(樽)	蜜(樽)	白砂糖	黒砂糖	蜜	白砂糖	黒砂糖	蜜
1月	54	29		191(10)	5(5)		97		
2月	103	7	5	269(34)	35(25)		61(11)	9(9)	
3月	20	43		98		45	156		102
4月	50			96(30)		26(20)	34		90
5月	5(5)	12(12)		18(3)	3(3)	65(31)	56		173
6月	23(6)	26(10)		10		32	30		51
閏6月	—	—		—	—	—	30		20
7月				45		186	35		60
8月			16	25		35	20		
9月	22		30				12		11
10月				60		79	70		
11月	96(5)			127			477		
12月	20(20)			118			151		
計	393(36)	117(22)	51	1057(77)	43(33)	468(51)	1229(11)	9(9)	506

日下家文書「浦方御用留」より作成

いう黒砂糖とは初製糖(白下糖)のことであろう。甘蔗が刈り取られ砂糖製造が行なわれ始めるのは十月後半から十一月にかけてのことである。月ごとの変化を見てみると、その年の新製砂糖が作られはじめる十一月頃は白砂糖が多く、月を経るに従って徐々に蜜が多くなる。このように、内容は変化しながらも一年を通して砂糖を生産し積み出していることが解る。また、初製糖の割合が減少し白砂糖の割合が増加している。技術の進歩が窺える。また、文化三年から四年にかけて、積出量が急増している。史料の在り方も考慮する必要があるが、文化五年に幕府が和糖大坂登高を文化二・三兩年の積登平均高に制限したこと、文化七年に高松藩が「御国砂糖、大坂表ニ而売捌問屋先達而七軒相究居申候処、軒数少ニ而指支可申候ニ付、彼是御世話被成下、此度別紙之通五軒相増都合十二軒ニ相成候」と砂糖の売捌問屋を増やしたこと等からも、この時期積出し量が急増したことが推測できる。高松藩では、大坂以外の他国積のことを、他所積とか端浦積と

表3 船頭別、文化3・4・5年の砂糖積出状況

	引田浦船頭(人)	他浦船頭(人)	計
大坂のみ	37	11	48
大坂+他所	1		1
他所のみ	4	2	6

日下家文書「浦方御用留」より作成

表4 船頭別年間積出量

(-)は他の浦の船頭

	文化 3	文化 4	文化 5
250 樽			
200 ~			1
150 ~		1 (1)	1
100 ~	1	3 (1)	3 (1)
90 ~			
80 ~	1	2	1
70 ~			1
60 ~		4 (1)	3
50 ~	2 (1)	2	3 (1)
40 ~		1	1
30 ~	3 (1)	6 (2)	3 (1)
20 ~	3 (1)	6	11 (1)
10 ~	4 (1)	8 (3)	
1 ~	4		
不明	1	1	
計	19 (4) 人	34 (8) 人	28 (4) 人

日下家文書「浦方御用留」より作成

いっている。他国積についてであるが、文化三年には尾道と「下之売」がみられる。「下之売」とは瀬戸内地域で売り捌いたことである。^④文化四年になると、尾道・安芸広島・下関・伊予がみられる。文化五年には、備前がみられる。この様に、他国積もみられるが、大坂への積出が中心であったことが解る。

次に表3に船頭ごとの積送先を示した。大坂のみに積送っている者が殆どであるが、他所にのみ積送る者もある。重なりが少ないことから、他所積送者は既にその場所との繋がりを持っていた者と推測出来る。

表4には船頭別年間積出量を示した。船頭数は、文化四年と五年を比べると、引田浦全体の砂糖積出量が増加しているにも拘らず減少している。それに対して、船頭別年間積出量は増加している。航海には危険が伴う為、少量の砂糖の積出しだけではリスクが大き過ぎるので集約化したのではないかと推測できる。

また、一回の積出し量であるが、文化三年は最高五二樽で最少五樽であり一回平均は一九・四樽である。文化四年は最高五五樽で最小七樽であり一回平均は二四樽である。文化五年は最高七〇樽で最小三樽であり一回平均は二九樽である。年毎に増える傾向ではあるが、基本的に小規模な積出量である。文化三年には既に、他国積が行われていること。基本的に小規模な積出量であることなどに留意する必要がある。^⑤

文化七～八年の日下家では、製造された砂糖は、船頭に委託して売買を行う場合と砂糖を売り払ってしまう場合とがあり、前者にはわたや才助・魚屋寿吉・明石屋・たびや源次郎、後者には多嶋屋喜平衛・

はやま考作・たびや源治の名前が見られることを確認した。^⑥一軒の白糖糖精製者が、複数の船持に委託したり、売払っていることから、小規模な量の積出しになったと考えられる。また、文化九年には引田村徳島や金左衛門が志度村栗や弥助所持の砂糖を買取り大坂へ積登っており、船持が砂糖仲買を兼ねていた場合もあることを指摘しておきたい。

以上のことから次のようなことが言える。寛政期にいち早く砂糖生産が普及していた引田村では、文化三年には既に砂糖は年間を通して積出すことの出来る商品となっている。積出先は、大坂を中心に尾道・瀬戸内・安芸広島・伊勢・伊予・備前に積送っている。砂糖の量が増加しているにも係わらず、船頭の数が増加していることから、航海には危険が伴う為、少量の砂糖の積出しだけではリスクが大き過ぎるので集約化したのではないかと推測できる。また、砂糖だけ積送ったのではなく、従来から取扱っていた商品と同載したり、従来の商売で培った独自のルートで、砂糖を売り捌くことが行われていたと言えよう。

三 文政期の砂糖積出状況

文政期になると、砂糖生産は益々盛んになり、藩は本格的に流通統制に乗り出してくる。木原氏の研究によると、文政二年から藩は、本格的に流通統制に乗りだしてきており、その集大成が天保六年の糖業政策へと繋がるという。天保六年に行われた高松藩糖業改革を簡単にまとめてみよう。まず、領内の浦に砂糖問屋を置き、砂糖生産保護の為の砂糖為替の貸付けや積出切手・送書等の業務を行わせる。そし

窓
て、大坂には大坂砂糖会所を設置し砂糖売払いを管理する。また、領内砂糖問屋は荷主・船頭に船中為替を貸付、その支払いは大坂での砂糖売払い代銀にて大坂砂糖会所へ納めさせることにしている。つまり、領外積出の砂糖統制機関としての役割を果たす砂糖問屋を設置し、銀札を貸付けることよって大坂での正貨の確保をはかろうとするものであった。

文政以降の高松藩の流通統制の一貫した狙いは、大坂積出しによる正貨獲得であった。その為には、大坂に一挙積出した方が藩にとっては有益である。しかし、現実には砂糖の積出先を大坂のみに限らず他国積を認めており、しかも大坂積とするか他国積とするかは、荷主・船頭に任されていたとされる^④。

文政二年から天保六年までの流通統制の変遷については、既に木原氏による研究があるので、ここで改めて述べることはしない。ここでは、何故、他国積を認める流通統制にせざるをえなかったのかという点に着目して、文政年間の引田浦における砂糖積出状況を見てみよう。

藩は流通統制を行なう為には、砂糖積出状況を正確に把握する必要があった。運上銀を課すにしても、文政二年まで、砂糖を入れる樽・桶の大きさまでもが不揃いで統一する必要があった。また、積出した砂糖を正確に届け出させる必要もあった。

そのような中で、藩は抜積みを禁じる達書を何度も出している。抜積みとは、浦番所に届出せずに船に密かに商品を積み込むことである。文化五年には既に「船頭共之内心得違抜荷致候者も有之由^⑤」と抜積みが行われており、禁じられている。文政期になると、藩が流通統

表5 才蔵抜積の荷主

	川口番所改済物		抜 荷	
	白 (樽)	蜜 (樽)	白 (樽)	蜜 (樽)
為 五 郎	6		25	
弥 蔵	1	1		
庄 蔵	1	2		
槌 五 郎	1			
才 蔵	5	6		
千 次 郎 (塩屋村)	6			
政右衛門		2		3
甚 太 郎		10		
只 吉		10		
計	20	31	25	3

日下家文書「浦方御用留」より作成

制に乗り出した文政二年を皮切に、文政三年、文政五年と何度も繰り、なかなか抜積が止められなかったことが窺える。

実際に抜積が発覚した記事があるのを見てみよう。文政七年四月十一日の夜に引田村才蔵所持の三〇石船が抜積したという。大坂に砂糖を積送る予定であった。その抜積の荷主と積荷を表5に示した。これから解ることは、才蔵が複数の者の砂糖を積んでいること。また、川口番所で改済みのものに加えて抜積も行っていることである。荷主に才蔵の名前が見えるが、これだけでは才蔵が白砂糖製造者であるのか、砂糖仲買であるのかは断定できない。このような抜積が行なわれていたということは、藩の流通統制を逃れるものであるが、独自の販売ルートを持っていたということがいえよう。

この時期、引田浦の船持達は自由な活動をしていた。文政八年には次のような達書が出されている。

御国製砂糖東郡浦々之内ニても、江戸表へ直積致候者も有之由候所、大坂表売払方一流直組之害も相来候由相聞候間、当分江戸積方指留候間、其旨相心得可申候

砂糖を江戸表へ積送っていた者がいた。また、同じく文政八年には久次郎が北国表へ、卯之助が尾道へそれぞれ砂糖を積送っており、大坂だけでなく、独自のルートをもって活動していることが解る。

藩としては大坂以外の他国積を始めから容認していた訳ではなかった。文政二年から天保六年までの流通統制の変遷のなかでは、何度も他国積みを禁じる方針を示している。文政四年には「速ニ大坂表江積登可申」とあるように、砂糖の積出を大坂へ集中させようとしており、下筋売も「無抛子細」がある場合に限定している。また、天保元

年には「此度砂糖積登リ之義ハ大坂表ニ限、他所売ニ統差留候間」と、砂糖積登は大坂に限定され他国積は禁止されている。このような藩の意向に反して、結局他国積を認めざるをえなかったことが解る。その背景には、砂糖生産者の強い反発があったことが窺える。

砂糖積出は、砂糖生産が普及する以前から船を所持し運搬業に携っていた者だけでなく、新たに船を持ち商いする者によっても行なわれていたようである。文政七年に引田浦兼帯大庄屋であった日下左衛門が次のように申し出ている。

私兼帯仕馬宿浦者、是迄組頭老人ニ而相勤せ諸船出入切手等当浦町頭共々指出せ来可申処、近年馬宿浦繁栄仕廻船等多相成并砂糖作等専仕候ニ付、甚船持共事多出入切手等当浦迄申来候而者、手遠ニ而難決之義毎度相敷キ申候、依之馬宿浦江浦年寄老人御立below下候ハ、右組頭江浦年寄兼帯為仕諸船出入切手等指出せ申度奉存候、右之通被仰付候而も組頭役料在之義ニ付別ニ浦方諸事締ニも相成候間何卒御温恵之上相濟候様、宜被仰上可被下候、以上

引田浦に隣接する馬宿浦は、従来引田浦役人が兼帯していたのであるが、砂糖生産が盛んとなり船持が増えること、兼帯では支障をきたしていることが解る。文政二年にも、馬宿浦が砂糖作りが盛んになったため繁栄しているという記事がみえ、文政期には、砂糖生産が従来生産構造に組込まれて発展するだけでなく、新たな商人や船持を生み出していることが解る。

以上のことから次のようなことが言えるであろう。文政期に入り藩は流通統制を行なうが、何度も変革することを余儀なくされる。藩としては大坂への砂糖積出を強化させたいのであるが、抜積が横行した

窓
り、船持達が独自の販路で砂糖を売り捌いたり、統制が難しい状態が既に出来上がっていたことが窺える。その様な中で、厳しく流通統制を行うことは、困難であったと推測出来る。また、馬宿浦のように砂糖生産によって新たに発展している地域も確認できる。双方の動向を理解した上での流通統制を行なう必要があったといえよう。

おわりに

高松藩の流通統制は、幕末期において諸藩が領内特産品を買い上げ流通を独占する形態を多くとる中で、大坂への砂糖積出の強化をはかりつつも大坂以外の他国積も認め為替金貸付け運上・冥加金の徴収という形での独自の流通統制の形態をとっていた。流通統制は天保六年に確立するのであるが、文政二年から行なわれていた流通統制の集大成とも言えるものであった。

小稿では、砂糖の流通統制の確立する天保六年以前の流通状況である、文化・文政期の砂糖積出状況を見ていくことによって、藩がこのような流通統制を行なわざるをえなかった流通の現状を見てみた。

寛政元年に始まる砂糖生産は、東讃地方、特に大内郡を中心に広まっていく。幕末まで、砂糖の生産量は増え続けるのであるが、大内郡では、文化の始めには既に充分有益な商品として成立していた。引田村の文化期の砂糖積出状況を見ると、文化三年には既に砂糖は年間を通して積出すことの出来る商品となっていることが解る。大坂が主な積出先であるが、尾道・瀬戸内・安芸広島・伊勢・伊予・備前に他国積もされている。砂糖積出を行なっていた者は、高松藩の砂糖生産草創期ともいえる文化期に既にこのような独自の販売ルートを持つ

ていたということからも、砂糖生産普及以前から運搬業に携っていた者であったと推測出来る。

文政期に入って、領内全域に砂糖生産が普及したことによって藩は流通統制を行なう。しかし、砂糖を入れる樽や桶すら統一できていない状況であったこと。既に、販売ルートを確立している者も数多くいたことなどから統制は容易に進むものではなかった。その者たちの反発を少なくする方針のもとに統制が為されていたと言えるであろう。

小稿では、砂糖積出に焦点をあてて、藩の流通統制以前の状況を見てみた。引田村という海運業の盛んであった村に、いち早く砂糖生産が普及したという事実は、藩による砂糖販売ルートの確立が為されていない時期に、砂糖生産者だけでは販路が見出せなかったのではないかという推測が出来る。その意味でも、従来から運搬業に携っていた者の存在が重要であったのであろう。

今後は、高松藩の全域にまで視野を広げて、砂糖生産地域の生産構造を明かしていきたい。

註

- ① 『大阪商業史資料』第二九巻。
- ② 『香川大学教育学部研究報告』第一部第四四号。
この他に、流通についてのものに、濱村正三郎「幕末における高松大坂間の砂糖取引」（経済史研究第二四号）がある。
- ③ 前出木原論文では「現実の砂糖の流通状況に対して強い規制を加えるのではなく、それを容認した上で為替金貸付けによって大坂への積出を確保しようとした」と推測されている。
- ④ 拙稿「幕末期砂糖生産地域における農業構造―大内郡引田村を事例として―」（『史窓』第五五号）を参照。

- ⑤ 前田正名「讃岐の糖業」(『明治前期財政経済史料集成』第一八巻―)。
 ⑥ 「源欽様御代御令條之内書抜」(『高松藩令條之内書抜 下巻』所収)。
 ⑦ 甘蔗植付面積一町から六〇〇〇斤の白下糖が産出されるとして計画した。
 ⑧ 大山家文書「御用留」。
 ⑨ 樋口弘『日本糖業史』。
 ⑩ 同右。
 ⑪ 「源欽様御代御令條之内書抜」(『高松藩令條之内書抜 下巻』所収)。
 ⑫ 同右。
 ⑬ 日下家文書「月番帳」。
 ⑭ 大山家文書「御用留」。
 ⑮ 日下家文書「御用留」、大山家文書「御用留」、三谷明男家文書「奉願口上」、岡田唯吉『讃岐糖業史』。
 ⑯ 寛政七年、小磯村三名。同年、川東村一名。寛政十一年、引田村三八名。寛政十二年、中筋村百姓三名。寛政十二年、水主村百姓一名。寛政十三年、白鳥村医師朔文。文化元年、黒羽村百姓五名。
 ⑰ 前出木原論文。
 ⑱ 「砂糖車数調帳」鎌田共済会郷土博物館蔵久米栄左衛門遺品関係資料。文政七年から十二年頃の作成とされている。
 ⑲ 小川顕道「塵塚談」。
 ⑳ 『興業意見』巻五其二讃岐の砂糖(『明治前期財政経済資料集』第十六巻)。
 ㉑ 「源欽様御代御令條之内書抜」(『高松藩令條之内書抜 下巻』所収)。
 ㉒ 大山家文書「御用留」。
 ㉓ 日下家文書「浦方御用留」。
 ㉔ 同右。
 ㉕ 同右。文化八年に日下家は肥料を多嶋屋文治から薪を多嶋屋文治・井筒屋から購入している。
 ㉖ 樋口弘『日本糖業史』。
 ㉗ 「源襄様御代御令條之内書抜」(『高松藩令條之内書抜 下巻』所収)。
 ㉘ 木原氏前掲論文によると、「瀬戸内地域で売り捌かれることを「下筋売」といった」とある。
 ㉙ 日下家文書「浦方御用留」に次の二つの記事が見られる。文化四年五月九日に、八蔵が久次郎の船で大坂に綿実を二〇俵積送っている。別の記事に、それと同日に久次郎船は白三樽と蜜四樽を大坂に積出している。この綿実と砂糖は同じ船で大坂に積出された可能性があろう。このように、既に船を所持し、砂糖以外の商品を扱っていた者が、砂糖積出に係わっていたことが窺える。
 ㉚ 拙稿「幕末期高松藩引田村における甘蔗苗の流通」(『香川史学』第二六号)。
 ㉛ 日下家文書「浦方御用留」。
 ㉜ 木原氏前掲論文。
 ㉝ 日下家文書「浦方御用留」。
 ㉞ 日下家文書「留記」。
 ㉟ 日下家文書「浦方御用留」。
 ㊱ 同右。
 ㊲ 同右。
 ㊳ 同右。
 ㊴ 同右。
 ㊵ 同右。
 ㊶ 同右。
 ㊷ 同右。
 ㊸ 同右。
 ㊹ 同右。
 ㊺ 同右。
 ㊻ 同右。
 ㊼ 同右。
 ㊽ 同右。
 ㊾ 同右。
 ㊿ 同右。